

# 令和5年度保育園一時保育事業のご案内

一時保育事業とは、保護者の就労、出産、疾病、入院、求職活動、療育施設へ保護者同伴通所、私的な事由等により、児童が家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育を必要とする場合、緊急又は一時的に保育園で児童の保育を行うものです。

## ◆ 一時保育事業の区分

区 分	保 育 事 由	証 明 書 等	利用可能日数
非 定 型 的 保 育	就労（1日4時間以上）	『就労証明書』 ※ 自営中心者の方は 『確定申告書の写し等』も必要	15日/月
	妊娠・出産	『母子手帳（表紙）の写し』又は 『出産（予定）証明書』	
	疾病、看護・介護	『医師の診断書』及び『申立書』	
	求職活動（起業準備を含む）	実績報告の提出	
	就学・職業訓練	『在学証明書』『時間割表』など	
	その他	個別に案内します	
緊 急 保 育	保護者の急な疾病、入院等	『医師の診断書』及び『申立書』	3週間以内
療育施設通所支援保育	兄弟姉妹が療育施設へ保護者 同伴で通所	『在園証明書』など （通所日数等を記載）	15日/月
リフレッシュ保育	私的な事由	—	1日/月 （土曜は不可）

※ 妊娠・出産の場合、保育期間は出産予定月の2か月前から出産月の2か月後の月末まで。

※ 求職活動の場合、保育期間は最長で3か月（当該年度内に限る）。保育期間終了月の翌月は同事由で入所不可（求職活動の事由により通常保育で入所していた場合も、一時保育事業の利用はできません）。

## ◆ 実施保育園一覧

施 設 名	1日の定員(人)	所 在 地 (電話番号)	区 分				保 育 時 間	延 長 可 能 時 間			
			非 定 型	緊 急	通 所 支 援 療 育 施 設	リ フ レ ッ シ ュ		平 日		土 曜	
								早 朝	延 長	早 朝	延 長
新知	10	新知字東新生 60 (☎0562-55-2718)	○	○	○	○	8:00~ 16:00	7:00~ 8:00	16:00~ 19:00	7:00~ 8:00	—
新田	5	原 2 丁目 2-9 (☎0562-34-3050)	○	○	○	○					
日長台	10	旭桃台 503 (☎0562-55-7418)	○	○	○	○					
八幡	1	八幡字平井 8 (☎0562-32-0132)	—	○	—	—					
佐布里	1	佐布里字筒井 21 (☎0562-55-3996)	—	○	—	—					
岡田西	1	岡田緑が丘 21-1 (☎0562-55-0934)	—	○	—	—					
新舞子	1	新舞子字大口 55 (☎0569-42-0848)	—	○	—	—					
南粕谷	1	南粕谷本町 3 丁目 88 (☎0569-43-3628)	—	○	—	—					

※ 申込人数等により、希望する保育園に申し込むことができない場合があります。

※ 定員を超えたときや、保育体制上受入れができないときは、希望する日に利用できない場合があります。

※ 八幡、佐布里、岡田西、新舞子、南粕谷の緊急保育は通常保育の定員に余裕がある場合のみです。また、1日の定員は1人ですが、兄弟姉妹で利用希望の場合は、通常保育の定員に余裕があれば利用できます。

※ 療育施設通所支援保育の方は療育時間及び送迎時間の範囲内での利用となります。

※ リフレッシュ保育の方は時間を延長することができません。

## ◆ 対象児童

- ・ 保育日に満1歳以上で、知多市内に住所を有する小学校就学前の児童
- ・ 保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業その他通所施設（認可外保育施設を除く）に在籍する児童を除く

## ◆ 休業日

- ・ 日曜日及び年末年始、祝日

## ◆ 保育料

保育年齢	生年月日	保育料(月額)	主食費(月額)
0歳児	R4.4.2～	2,500円	—
1歳児	R3.4.2～ R4.4.1	2,400円	—
2歳児	R2.4.2～ R3.4.1	2,400円	—
3歳児	H31.4.2～ R2.4.1	1,200円	45円
4歳児	H30.4.2～H31.4.1	1,000円	
5歳児	H29.4.2～H30.4.1	1,000円	

※ 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）の児童の保育料は無料です（主食費は無料ではありません）。

※ 当該月利用分の保育料等を、市が発行する納付書にてお支払いいただきます。

※ 保育料等の未納が続く方は、利用をお断りする場合があります。

## ◆ 申込受付の流れ・必要書類等について

### ① 申込受付

- ・ 場 所：知多市役所 幼児保育課（緊急保育の場合は利用希望園）
- ・ 期 間：利用希望日の前月1日～20日（土曜、日曜及び祝日除く）  
緊急保育の場合は受付期間に限らず、事前にお電話にて利用希望園へお問い合わせください。
- ・ 必要書類：知多市保育所一時保育申込書  
保育を必要とする証明書等（母の分（父子家庭の場合は父の分）が必要）

### ② 児童の面接及びオリエンテーション（保育園の説明等）

- ・ 各保育園で児童の面接及びオリエンテーションを行います。申込受付後、保育園へお電話にて予約をしてください（緊急保育の場合は、保育園での書類の受付後、児童の面接及びオリエンテーションを行います）。
- ・ 面接の結果、集団保育が難しいと判断した場合や、親子健康手帳等で健康状態が確認できない場合には、一時保育事業の利用をお受けできかねる場合もあります。
- ・ オリエンテーションでは、持ち物などのご説明をさせていただきます。
- ・ 実際に利用を希望する日程につきましては、オリエンテーション時にご相談ください。

《持ち物》

1. 入所申込児童調査票（知多市役所幼児保育課でお渡しします）
2. 入所申込児童の母子手帳

## ◆ 幼児教育・保育の無償化について

- ・ 無償化の対象は、保育認定を受けた世帯であって、3歳児から5歳児までの子ども及び0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもです。保育認定は認可保育所の入所要件と同等の条件となります。詳しくは、別紙「子育てのための施設等利用給付認定についてご案内」をご覧ください。
- ・ 無償化の対象となるには、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」及び**父母**の保育を必要とする事由を証明する証明書を提出する必要があります。認定希望月の前月20日まで（土曜、日曜及び祝日除く）に市役所幼児保育課にご提出ください。
- ・ 無償化の対象となる場合も保育料は一度お支払いいただきます。必要書類等を提出頂くことで返還いたしますが、保育料には無償化の対象外である副食費（月額220円）が含まれているため、返還金額は保育料から副食費を差し引いた額となりますので、ご了承ください。なお、年収360万円未満相当世帯の子ども及び年収に関係なく一定の条件に合った第3子以降の子どもについては副食費が免除されます。

※ 主食費は無償化の対象外であり、免除もありません。

## ◆ 申込みに関する問い合わせ先

知多市役所幼児保育課 電話0562-36-2659（直通）